第二十九条第一項中「第十三号」を「第十四号」に、「第十二号」を「第十三号」に、「第十四号」を「第十五号」に改め、第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。

第二十九条第四項中「同項第十五号」を「同項第十六号」に改める。

（人事院規則八―一二の一部改正）

第八条　人事院規則八―一二（職員の任免）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十　職員が福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定により派遣された場合

（人事院規則九―七の一部改正）

第九条　人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定により派遣され、又は当該派遣後職務に復帰した場合

第五条第二項中「自己啓発等休業をし」の下に「、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定により派遣され」を加える。

第七条中「場合を含む。）」の下に「、福島復興再生特別措置法第四十八条の九」を加える。

（人事院規則九―八の一部改正）

第十条　人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第八の備考中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第48条の3第1項の規定により派遣された職員　同法第48条の9に規定する機構における特定業務

（人事院規則九―一三の一部改正）

第十一条　人事院規則九―一三（休職者の給与）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「場合を含む。）」の下に「、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の九」を加える。

（人事院規則九―二四の一部改正）

第十二条　人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号ロ中「第十一条第一項の規定による派遣」の下に「、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定による派遣」を加える。

第十九条の二第一項第三号及び第十九条の三第二項第二号中「自己啓発等休業をし」の下に「、福島復興再生特別措置法第四十八条の三第一項の規定により派遣され」を加える。

（人事院規則九―三四の一部改正）

第十三条　人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定により派遣された場合　その派遣の期間

（人事院規則九―四〇の一部改正）

第十四条　人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　無給福島復興再生特措法派遣職員（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定により派遣されている職員（以下「福島復興再生特措法派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

第四条の二中「法科大学院派遣法第十一条派遣職員」の下に「、福島復興再生特措法派遣職員」を加える。

第七条第二号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　福島復興再生特措法派遣職員

第十一条第二項第九号中「場合を含む。）」の下に「、福島復興再生特別措置法第四十八条の九」を加える。

（人事院規則九―五四の一部改正）

第十五条　人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

第四条中「第十一条第一項の規定による派遣」の下に「、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定による派遣」を加える。

（人事院規則九―八九の一部改正）

第十六条　人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号ロ中「第十一条第一項の規定による派遣」の下に「、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定による派遣」を加える。

（人事院規則九―一二一の一部改正）

第十七条　人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定による派遣から職務に復帰すること。

第五条第四項第二号中「第九号」を「第十号」に、「第八号」を「第九号」に改める。

（人事院規則九―一三九の一部改正）

第十八条　人事院規則九―一三九（平成二十六年改正法附則第七条の規定による俸給）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第七条」の下に「、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の十一第一項」を加える。

（人事院規則一〇―一二の一部改正）

第十九条　人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員　同法第四十八条の九に規定する機構における特定業務

（人事院規則一一―四の一部改正）

第二十条　人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「、派遣法」を「又は派遣法」に、「派遣された職員が職務に復帰したとき」を「派遣された職員」に、「育児休業をした職員が職務に復帰したとき」を「育児休業をした職員」に、「交流派遣職員が職務に復帰したとき」を「交流派遣職員」に、「自己啓発等休業をした職員が職務に復帰したとき」を「自己啓発等休業をした職員、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員」に、「配偶者同行休業をした職員が職務に復帰したとき」を「配偶者同行休業をした職員」に、「が職務に復帰したとき又は」を「若しくは」に改める。

（人事院規則一八―〇の一部改正）

第二十一条　人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を次のように改正する。

第一条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第七項に規定する派遣職員